

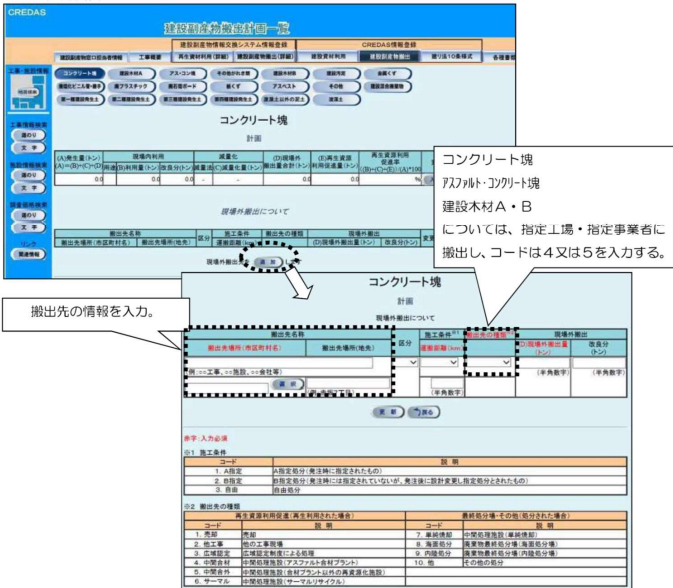
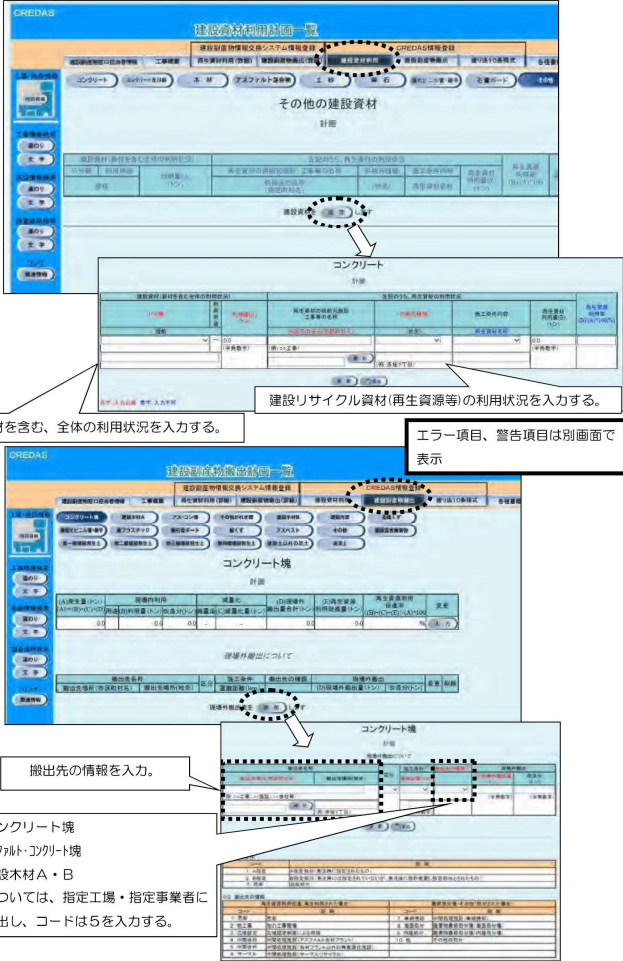


頁	新	旧	摘要
	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p>	<div style="text-align: center;"> <p><b>実務のポイント～建設リサイクル法!!!（分別解体等実施の手順）</b></p> <p><b>1 建築物等に関する調査の実施</b> 対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等の調査を行います。</p> <p><b>2 分別解体等の計画の作成</b> 次の①～④を含む計画を作成します。 ① 対象建築物に関する調査の結果・工事着手前に講ずる措置の計画の作成 ② 工事の工程の順序・工事ごとの作業内容、分別解体等の方法 ③ 対象建築物に用いられた特定建設資材種別物の種類ごとの量の算込み、その発生が見込まれる部分 ④ その他分別解体等の適切な実施を確保するための措置</p> <p><b>3 工事着手前措置の実施</b> 工事の実施前の作業場所・搬出経路の確保等を行い、必要な資材等、特に有害リサイクル材を含む対象物については、事前に搬出を行うの準備をします。①アスベスト・②ヒソ/ワックス/珪藻土/結露防止剤/③電気設備・④冷暖房・⑤電気配線・⑥配管機器 等を撤去します。</p> <p><b>4 工事の適正施工</b> 計画に基づき解体工事を適正に施工します。工事は、技術、安全管理上の条件を満たす必要に応じて作業形式は、字付機・徹底的作業の併用による場合があります。作業の進捗は、協議を要します。</p> <p><b>【建築物解体の標準的な作業手順】</b> 1 建築設備・内装材等の取り外し 2 屋根ふき材の取り外し 3 外装材・上部構造部分の取壊し 4 基礎及び基礎ぐいの取壊し</p> <p>※「みんなが進めようかながわの建設リサイクル川」ブックレット（<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/">http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/</a>）掲載</p> </div>	<p>ページ削除</p>

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-13</p>	<p>5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて</p> <p>県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。</p> <p>※1</p> <p>○建設発生木材（建設リサイクル法で再資源化等の義務あり） …解体木くず・新築端材木くずなど</p> <p>○伐木材・伐根材（工作物新築等に伴うもの） …急傾斜対策工事での伐採樹木</p> <p>○剪定枝（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …街路樹や公園樹木の剪定枝など</p> <p>○伐木材・伐根材（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …台風や病害虫で倒れた樹木や根を除去したものなど</p> <p>※1 指定事業者の登録名簿は、 神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」 《URL》<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/p11964.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/p11964.html</a></p> <p>添3-13</p>	<p>5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて</p> <p>県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。</p> <p>※1</p> <p>○建設発生木材（建設リサイクル法で再資源化等の義務あり） …解体木くず・新築端材木くずなど</p> <p>○伐木材・伐根材（工作物新築等に伴うもの） …急傾斜対策工事での伐採樹木</p> <p>○剪定枝（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …街路樹や公園樹木の剪定枝など</p> <p>○伐木材・伐根材（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …台風や病害虫で倒れた樹木や根を除去したものなど</p> <p>※1 指定事業者の登録名簿は、 神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」 《URL》<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11964.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11964.html</a></p> <p>添4-16</p>	<p>URL修正</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-14</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材 9 品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物 15 品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）<sup>※1</sup>』によりデータを作成する。</p> <p>COBRIS のホームページ：<a href="http://www.recycle.jacic.or.jp/">http://www.recycle.jacic.or.jp/</a> (COBRIS の利用申し込みは次ページ参照) (操作方法はCOBRIS ホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認)</p> <p>①当初契約時点でのデータを入力(「再生資源利用(促進)計画書ー建設リサイクルガイドライン様式ー」の作成)</p> <p>②工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出</p> <p>③工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用(促進)実施書」に書き換え</p> <p>④各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認</p> <p>⑤工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出</p> <p>⑥監督員に登録データの確認を受ける</p> <p>※1 COBRIS とは、一般財団法人日本建設情報統合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行された ID とパスワードにより専用の WEB サイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでの CREDAS<sup>※2</sup> とほぼ同様です。 なお、COBRIS の利用にあたっては、<b>工事を監理できる支店・事務所単位</b><sup>※3</sup> で利用料金が発生します。県発注工事では、利用料金は共通仮設費に既に含まれています。</p> <p>※2 CREDAS は平成 30 年 3 月 31 日付で廃止されています。平成 29 年度以前の工事のみ CREDAS による調査票の作成及び提出が可能です。</p> <p>※3 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1 つの支店、営業所毎に 1 つの ID となっており、1 つの ID で複数名が同時にログインし、作業が可能。</p> <p>○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。</p> <p><a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html</a></p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材 9 品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物 15 品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）<sup>※1</sup>』によりデータを作成する。</p> <p>COBRIS のホームページ：<a href="http://www.recycle.jacic.or.jp/">http://www.recycle.jacic.or.jp/</a> (操作方法はCOBRIS ホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認)</p> <p>①契約時点でのデータを入力後「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を監督員に提出</p> <p>②工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用(促進)実施書」に書き換え</p> <p>③各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。</p> <p>④工事完成時に「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を監督員に提出</p> <p>※1 COBRIS とは、一般財団法人日本建設情報統合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行された ID とパスワードにより専用の WEB サイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでの CREDAS とほぼ同様です。 なお、COBRIS の利用にあたっては、<b>工事を監理できる支店・事務所単位</b><sup>※2</sup> で利用料金が発生します。</p> <p>※2 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1 つの支店、営業所毎に 1 つの ID となっており、1 つの ID で複数名が同時にログインし、作業が可能。</p> <p>○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。</p> <p><a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html</a></p>	<p>文言修正</p> <p>文言追加</p>
	<p>添3-14</p>	<p>添4-17</p>	

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-15</p>	<p>建設副産物情報交換システム (COBRIS) 入力方法統一基準</p> <p>COBRIS 入力時に「搬出先の種類」等の選択間違いが多く発生しています。以下の入力方法に基づき搬出先の再確認をお願いします。</p> <p>COBRIS 入力画面</p>  <p>搬出先の情報を入力。</p> <p>コンクリート塊 アスファルト・コクリート塊 建設木材A・B については、指定工場・指定事業者に搬出し、コードは4又は5を入力する。</p> <p>1 コンクリート塊、アスファルト・コクリート塊、建設発生木材A、Bについて 一定規模以上の工事（土木工事では500万円以上）は建設リサイクル法により再資源化等を行うことが定められています。そのため、「8.最終処分」が選択されている場合、搬出先に誤りがないか再確認して下さい。 なお、<b>神奈川県</b>の指定工場に搬出している場合は「4.中間合材」又は「5.中間合外」を選択して下さい。 2 再生砂（RC-10）について 建設資材として再生砂（RC-10）を利用した場合、建設資材品目コードは「1土砂」、小分類コードは「8再生コンクリート砂」を選択してください。</p> <p>添3-15</p>	<p>【建設副産物実態調査入力例】</p>  <p>建設リサイクル資材(再生資源等)の利用状況を入力する。</p> <p>新材を含む、全体の利用状況を入力する。</p> <p>エラー項目、警告項目は別画面で表示</p> <p>搬出先の情報を入力。</p> <p>コンクリート塊 アスファルト・コクリート塊 建設木材A・B については、指定工場・指定事業者に搬出し、コードは5を入力する。</p> <p>添4-18</p>	<p>入力例差替え</p>

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-16</p>	<p>7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について</p> <p style="text-align: center;"><b>県土整備局公共工事グリーン調達基準</b></p> <p style="text-align: center;">認定対象品目 <b>16品目</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>神奈川県土整備局 建設リサイクル資材 評価実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生加熱アスファルト混合物</li> <li>再生コンクリート二次製品</li> <li>再生舗装用ブロック (平版、インターロッキング)</li> <li>再生木質ボード</li> <li>排水・通気用再生硬質塩化ビニル管</li> <li>再生セラミックタイル</li> <li>再生ビニル系床材</li> <li>再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)</li> <li>再生骨材コンクリート</li> <li>再生改質土</li> <li>再生パーク推肥</li> <li>再生集材材・合板</li> <li>再生モルタル</li> <li>再生流動性埋戻材</li> <li>再生生コンクリート</li> </ul> </div> <p>コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生骨材等</li> </ul> <p>認定資材募集</p> <p>申請</p> <p>審査</p> <p>資材の認定</p> <p>調査(年4回実施*) *4月・7月・10月・1月</p> <p>率先利用の対象 ※県土整備局の単価改定に合わせて適用</p> <p>率先利用認定資材 建設リサイクル認定資材一覧表の率先利用認定資材欄にO印が記入されたもの</p> <p>率先利用認定資材は、 神奈川県ホームページ 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」 《URL》<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/</a></p> <p>「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書</p> <p>県の工事で利用 県の設計委託業務で利用</p> <p style="text-align: center;">添3-16</p>	<p>7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について</p> <p style="text-align: center;"><b>県土整備局公共工事グリーン調達基準</b></p> <p style="text-align: center;">認定対象品目 <b>10品目</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>神奈川県土整備局 建設リサイクル資材 評価実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生加熱アスファルト混合物</li> <li>再生コンクリート二次製品</li> <li>再生舗装用ブロック (平版、インターロッキング)</li> <li>再生木質ボード</li> <li>排水・通気用再生硬質塩化ビニル管</li> <li>再生陶磁器質タイル</li> <li>再生ビニル系床材</li> <li>再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)</li> <li>再生生コンクリート</li> </ul> </div> <p>コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生骨材等</li> </ul> <p>認定資材募集</p> <p>申請</p> <p>審査</p> <p>資材の認定</p> <p>調査(年4回実施*) *4月・7月・10月・1月</p> <p>率先利用の対象 ※県土整備局の単価改定に合わせて適用</p> <p>率先利用認定資材 建設リサイクル認定資材一覧表の率先利用認定資材欄にO印が記入されたもの</p> <p>率先利用認定資材は、 神奈川県ホームページ 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」 《URL》<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7309/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7309/</a></p> <p>「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書</p> <p>県の工事で利用 県の設計委託業務で利用</p> <p style="text-align: center;">添4-19</p>	<p>品目追加</p> <p>URL修正</p>

